

杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱 別表第1（第2条-第6条、第8条関係）指定校変更審査基準

- ご相談の前に必ずご確認ください。
- 小学校の指定校変更が認められた場合であっても、中学校の指定校変更が当然に認められるということはありません。中学校は住所地で指定された学校になります。
- 以下の事由に該当している場合でも、教室不足や学校の状況等により受入れできない場合があります。

令和5年9月改正

号	認定事由	添付書類	対象	備考	注意事項
1 転居その他居住地の変更に関する事情による場合					
	(1) 在学中に転居し、引き続き現に在籍している学校への就学を希望する場合		小学校及び中学校の在校生		通学方法や時間、通学時の安全確保等については、別途学校長への確認が必要です。
	(2) 家の建替え等の一時的な転居で、1年以内に再度の転居の予定があり、引き続き現に在籍している学校への就学を希望する場合	賃貸借契約書、建築請負契約書等の写し			
	(3) 1年以内に転居の予定があるため、あらかじめ転居予定地の指定校への就学を希望する場合				
2	児童又は生徒の兄弟姉妹が現に在籍する学校への就学を希望する場合		小学校及び中学校の新入学生	※	兄弟が卒業した後に弟妹が入学する場合は該当しません。
3 児童又は生徒の心身の障害に関する事情による場合					
	(1) 心身の障害や病虚弱のため通学距離等に配慮する必要がある場合	診断書、障害者手帳等	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		
	(2) 慢性疾患等により定期的な通院が必要であり、病院に最寄り学校へ通学する必要があると認められる場合	診断書、障害者手帳等通院先、通院頻度等がわかるもの			
4 保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合					
	(1) 保護者が長期療養、介護等のため、児童又は生徒が住所地以外で保護されることに伴い、保護先の指定校への就学を希望する場合	預かり証明書及び預かり先の住所が確認できるもの 疾病や介護等の状況が確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		
	(2) 保護者の就労等のため、児童が放課後に保護者の親族・知人の居所又は保護者の勤務先の所在地で過ごすため、その地域の指定校への就学を希望する場合	就労証明書 預かり証明書及び預かり先の住所が確認できるもの	小学校の新入学生及び在校生 (現1年生～3年生)		学童クラブが近いという理由では該当しません。
	(3) 保護者の離婚、別居等の理由により、児童又は生徒が住所地以外で生活しており、その居住地の指定校への就学を希望する場合	事件係属証明書等 預かり証明書及び預かり先の住所が確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		
5 いじめ、不登校その他の学校生活の事情による場合					
	(1) いじめ・不登校等により在籍している学校への通学が困難な状況にあり、特に配慮を必要とする場合		小学校及び中学校の在校生		必要に応じて、学校や幼稚園、保育園等に状況を確認しますので、ご了承ください。単に「仲の良い友達がいるから」という理由では該当しません。
	(2) 学校入学時において、保育園、幼稚園、小学校等におけるいじめ等が理由で指定校に就学することが困難であり、特に配慮を必要とする場合		小学校及び中学校の新入学生		
6	住所地から指定校までの道のりが、住所地から最も近い隣接校までの道のりの概ね2倍になる場合	住所地から指定校及び隣接校への経路を書いた地図	小学校の新入学生	※	「指定校より近い」「通学区域の端に住んでいる」という理由では該当しません。
7	学校の特徴ある教育活動等に参加を志望する場合	志望理由書（小学校用） （第5号様式） 志望理由書（中学校用） （第6号様式）	小学校及び中学校の新入学生	※	別途指定する申立受付期間以外には受け付けできません。
8 その他					
	(1) 杉並区立桃井第二小学校の指定通学区域で杉並区立井荻中学校及び杉並区立天沼中学校が指定校となる区域の特例措置に該当する場合		中学校の新入学生	特例措置の内容は別表第4のとおり	
	(2) 施設一体型小中一貫教育校に在籍する児童の場合（杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立高円寺小学校）		中学校の新入学生		杉並区立新泉和泉小学校の卒業予定者は杉並区立和泉中学校へ、杉並区立高円寺小学校の卒業予定者は杉並区立高円寺中学校への申立てを行うことができます。
	(3) 第1号から第7号までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合	事実を確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		

付記

- 指定校の変更に伴う通学時間は、小学校の場合は**40分以内**、中学校の場合は**60分以内**とし、通学途上における児童又は生徒の安全については保護者が責任を持つこと。
- 通学は徒歩によるものとするが、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、公共交通機関により通学することができる。
- 施設一体型小中一貫教育校は、小中学校を一つの学校として取扱う。
- 指定校変更審査基準の備考欄に※がある事由により申立てのできる学校の範囲は、別表第2で定める指定校に隣接する学校とする。
ただし、西荻北三丁目5番から11番までに居住する杉並区立松庵小学校卒業予定児童は杉並区立西宮中学校へ、高井戸東四丁目3番から21番までに居住する杉並区立高井戸小学校卒業予定児童は杉並区立富士見丘中学校へ、指定校変更審査基準第7号の事由による申立てを行うことができる。
- 指定校変更審査基準第7号の認定事由に係る審査基準については別表第3のとおりとし、各学校の受入れ人数は、学校の状況等により教育委員会が別に定める。

別表第2(別表第1の第6号、第7号関係)【指定校と隣接校】

※「指定校」とは、就学通知書に記載されている学校です。

※教室不足や学校の状況等により指定校変更審査基準第6号、第7号の認定事由による申立てができない学校があります。詳しくは入学前年の秋頃にお配りする、「指定校変更のご案内」でお知らせします。

	指定校	隣接校						
		1	2	3	4	5	6	7
小 学 校	1 杉並第一	杉並第六	杉並第七	杉並第九	馬橋	天沼		
	2 杉並第二	杉並第六	杉並第七	西田	東田	高井戸	浜田山	松ノ木
	3 杉並第三	杉並第十	高円寺					
	4 杉並第六	杉並第一	杉並第二	杉並第七	東田	馬橋	堀之内	高円寺
	5 杉並第七	杉並第一	杉並第二	杉並第六	西田	桃井第二	天沼	
	6 杉並第九	杉並第一	馬橋	桃井第五	沓掛	天沼		
	7 杉並第十	杉並第三	堀之内	和田	済美	高円寺		
	8 西田	杉並第二	杉並第七	桃井第二	荻窪	高井戸		
	9 東田	杉並第二	杉並第六	堀之内	松ノ木			
	10 馬橋	杉並第一	杉並第六	杉並第九	高円寺			
	11 桃井第一	桃井第二	桃井第三	四宮	井荻	沓掛	三谷	天沼
	12 桃井第二	杉並第七	西田	桃井第一	桃井第三	荻窪	天沼	
	13 桃井第三	桃井第一	桃井第二	荻窪	井荻	高井戸第四	松庵	
	14 桃井第四	井荻	三谷					
	15 桃井第五	杉並第九	四宮	沓掛	八成			
	16 四宮	桃井第一	桃井第五	沓掛	八成	三谷		
	17 荻窪	西田	桃井第二	桃井第三	高井戸	高井戸第四	久我山	
	18 井荻	桃井第一	桃井第三	桃井第四	松庵	三谷		
	19 沓掛	杉並第九	桃井第一	桃井第五	四宮	天沼		
	20 高井戸	杉並第二	西田	荻窪	浜田山	富士見丘	高井戸東	久我山
	21 高井戸第二	高井戸第四	松庵	富士見丘	久我山			
	22 高井戸第三	浜田山	高井戸東	永福				
	23 高井戸第四	桃井第三	荻窪	高井戸第二	松庵	久我山		
	24 松庵	桃井第三	井荻	高井戸第二	高井戸第四			
	25 浜田山	杉並第二	高井戸	高井戸第三	松ノ木	高井戸東	永福	
	26 富士見丘	高井戸	高井戸第二	高井戸東	久我山			
	27 大宮	方南	済美	松ノ木	永福	新泉和泉		
	28 堀之内	杉並第六	杉並第十	東田	済美	松ノ木	高円寺	
	29 和田	杉並第十	方南	済美				
	30 方南	大宮	和田	済美	新泉和泉			
	31 済美	杉並第十	大宮	堀之内	和田	方南	松ノ木	
	32 八成	桃井第五	四宮					
	33 三谷	桃井第一	桃井第四	四宮	井荻			
	34 松ノ木	杉並第二	東田	浜田山	大宮	堀之内	済美	永福
	35 高井戸東	高井戸	高井戸第三	浜田山	富士見丘			
	36 久我山	荻窪	高井戸	高井戸第二	高井戸第四	富士見丘		
	37 天沼	杉並第一	杉並第七	杉並第九	桃井第一	桃井第二	沓掛	
	38 永福	高井戸第三	浜田山	大宮	松ノ木	新泉和泉		
	39 新泉和泉	大宮	方南	永福				
	40 高円寺	杉並第三	杉並第六	杉並第十	馬橋	堀之内		

	指定校	隣接校						
		1	2	3	4	5	6	7
中 学 校	1 高南	松ノ木	和田	高円寺				
	2 杉森	阿佐ヶ谷	天沼	東原	高円寺			
	3 阿佐ヶ谷	杉森	東田	松溪	天沼	松ノ木	高円寺	
	4 東田	阿佐ヶ谷	松溪	高井戸	松ノ木			
	5 松溪	阿佐ヶ谷	東田	天沼	井荻	神明	宮前	高井戸
	6 天沼	杉森	阿佐ヶ谷	松溪	東原	中瀬	井荻	神明
	7 東原	杉森	天沼	中瀬				
	8 中瀬	天沼	東原	井荻	井草			
	9 井荻	松溪	天沼	中瀬	井草	荻窪	神明	
	10 井草	中瀬	井荻	荻窪				
	11 荻窪	井荻	井草	神明				
	12 神明	松溪	天沼	井荻	荻窪	宮前	西宮	
	13 宮前	松溪	神明	富士見丘	高井戸	西宮		
	14 富士見丘	宮前	高井戸	西宮				
	15 高井戸	東田	松溪	宮前	富士見丘	向陽	松ノ木	大宮
	16 向陽	高井戸	大宮	和泉				
	17 松ノ木	高南	阿佐ヶ谷	東田	高井戸	大宮	和田	高円寺
	18 大宮	高井戸	向陽	松ノ木	泉南	和田	和泉	
	19 泉南	大宮	和田	和泉				
	20 和田	高南	松ノ木	大宮	泉南			
	21 西宮	神明	宮前	富士見丘				
	22 和泉	向陽	大宮	泉南				
	23 高円寺	高南	杉森	阿佐ヶ谷	松ノ木			

別表第3（別表第1の第7号関係）

指定校変更審査基準認定事由第7号事由に係る審査基準			
質 問	審査項目	審査の視点	配 点
指定校ではなく、この学校を志望した理由は何ですか。	志望動機の妥当性	○志望動機が具体的であるか。 ○志望動機に意欲が感じられるか。	A5点、B4点、C3点、D2点、E0点
志望する学校の特色はどのようなところですか。	学校の特色をつかむ観察力	○特色ある教育活動を具体的に把握しているか。 ○指定校にはない特色となっているか。	A5点、B4点、C3点、D2点、E0点
志望する学校の特色ある教育活動等について、情報をどのように収集しましたか。	学校の特色を収集する行動力	○情報収集活動から、志望校への熱意は感じられるか。 ○情報収集に工夫が見られるか。	A5点、B4点、C3点、D2点、E0点
その特色ある教育活動を、今後の学校生活にどう生かしていきたいですか。	積極的な姿勢	○特色ある教育活動を生かそうとする積極性が見られるか。 ○今後の学校生活に生かすための具体性があるか。	A5点、B4点、C3点、D2点、E0点
—	総合評価		A：9、10点 B：7、8点 C：5、6点 D：1～4点 E：0点
		計	30点満点

※1 配点については、A：非常に評価できる、B：評価できる、C：ある程度評価できる、D：あまり評価できない、E：記載なしとする。

※2 総合評価は、個々の審査項目の評価を踏まえ、全体的な観点から評価する。

※3 認定可能な基準を10点以上とし、受入れ人数の上限に達していない場合でも、9点以下は不認定とする。

別表第4（別表第1の第8号関係）

対象区域	指定校		対象者と内容
	小学校	中学校	
上荻二丁目1～4、7～10、14、15、21	桃井第二小学校	井荻中学校	○桃井第二小学校の卒業予定者 神明中への入学に配慮
上荻二丁目16～20	桃井第二小学校	天沼中学校	○桃井第二小学校の卒業予定者 神明中への入学に配慮

よくある質問と回答(指定校変更について)

質 問	回 答
<p>Q1</p> <p>杉並区内で引っ越しの予定がありますが、今まで通っていた学校へそのまま通うことはできますか？</p>	<p>A1</p> <p>小学校は40分以内、中学校は60分以内で、徒歩または公共交通機関を使用して通える範囲であれば、指定校変更の申立てができます。しかし、指定通学区域外からの通学となりますので、必ず事前に校長にご相談ください。</p> <p>手続きは、住民票を異動した後に行います。</p> <p>なお、小学校の指定校変更の申立てが認められた場合であっても、中学校入学の際にはお住まいの(引っ越し先)の住所で指定された中学校に入学することになります。</p>
<p>Q2</p> <p>現在、家を建築中(または賃貸契約済等)で、年度の途中に入居することになっていますが、あらかじめその通学区域の学校へ通うことはできますか？</p>	<p>A2</p> <p>入居まで1年以内であり、小学校は40分以内、中学校は60分以内で、徒歩または公共交通機関を使用して通える範囲であれば、指定校変更の申立てができます。しかし、指定通学区域外からの通学となりますので、必ず事前に校長にご相談ください。</p> <p>なお、手続きには建築時の契約書等(賃貸の場合は賃貸借契約書等)の、契約者や引き渡し日、入居先住所等が確認できる書類が必要となります。</p>
<p>Q3</p> <p>上の子が通っている学校に、下の子ども通うことはできますか？</p>	<p>A3</p> <p>学校の受入れ状況にもよりますが、上のお子さんが現在その学校へ通っていれば、指定校変更の申立てができます。入れ違いで卒業する場合は、申立てできません。</p>
<p>Q4</p> <p>家が通学区域の端にあり、指定校よりも隣の通学区域の小学校の方が近いのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p>A4</p> <p>杉並区では、「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則」に基づき通学区域を定め、入学する学校を指定しています。この通学区域は通学距離だけでなく、学校施設の規模や学齢人口、地理的要因等を考慮して定めていることから、「距離が近い」という理由だけでは、指定校変更の申立て事由には該当しません。</p> <p>なお、小学校入学にあたり、指定校までの道のりが隣接校までの道のりの概ね2倍になる場合は、指定校変更第6号事由による申立てができます。</p> <p>ただし、教室不足や学校の状況等により受入れ出来ない場合があります。</p>
<p>Q5</p> <p>通学路上に危険な箇所(踏切、幹線道路、大きな交差点)があるので、別の小学校に通うことはできますか？</p>	<p>A5</p> <p>杉並区教育委員会は、「杉並区立小学校の通学路設定要綱」に基づき、各小学校、保護者、警察等の関係者と協議のうえ、車両の交通量や道路の幅員、ガードレール・信号機の設置状況等から、地域の実情に応じて通学時の安全性や順路に合理性がある道路を通学路に指定しています。お尋ねの理由による申立ては、指定校変更の認定事由には該当せず、受け付けることはできません。</p>
<p>Q6</p> <p>通っていた小学校と連携していた中学校に通いたいのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p>A6</p> <p>小学校と連携している中学校への指定校変更については、その中学校の特色ある教育活動等に参加を志望するということであれば、第7号事由による申立てができます。</p> <p>また、第7号事由による指定校変更の受入れ人数は、小学校は各校10人まで、中学校は各校15人までと上限がありますので、申立てをしても必ずしも認められるわけではありません。</p> <p>さらに、教室不足や学校の状況等により「申立てできない学校」となる場合や受入れ数をさらに制限する場合があります。</p> <p>申立てのできる学校の範囲や申立て期間等の詳細については、入学前年の秋頃に配布する「新入学者 児童・生徒の保護者の方へ」の内容を確認してください。</p>

よくある質問と回答(指定校変更について)

質 問	回 答
<p>Q7 学童クラブへのお迎えがあるので、駅(勤務地)に近い学童クラブのある通学区域の学校へ通いたいのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p>A7 学童クラブへの送迎や「行きたい学童クラブがある(近い)」という理由による申立ては、指定校変更の認定事由には該当せず、受け付けることはできません。申立てのできる学校の範囲や申立て期間等の詳細については、入学前年の秋頃に配布する「指定校変更のご案内」の内容を確認してください。</p>
<p>Q8 幼稚園・保育園・小学校で仲の良かった友達が多く通う学校へ入学したいのですが、指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p>A8 「仲の良い友人が行くから」といった、入学前の交友関係を引き継ぐことを目的とした申立ては、指定校変更の認定事由に該当せず、受け付けることはできません。 ただし、いじめや不登校など、深刻な問題があり、交友関係も含めて環境を変えることが望ましい場合や、教育上、特に配慮が必要な交友関係があると認められる場合等には、指定校変更の申立てをすることができます。 その場合、教育委員会が幼稚園、保育園、小学校に事実確認をしたうえで、認定又は不認定を決定します。</p>
<p>Q9 健康上の不安があるため、通学距離を短くする等の配慮が必要です。より近い学校への指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p>A9 心身の障害や病弱を理由とした指定校変更の申立てには、医師の診断書等が必要です。 お子さんの状況と学校の状況等により認定又は不認定を決定しますので、診断書があっても必ずしも認められるわけではありません。</p>
<p>Q10 中学校へ入学したら、やりたい部活動があるので、その部活動がある中学校への指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p>A10 指定された中学校に参加したい部活動がない場合で、隣接する中学校にその部活動がある場合は、指定校変更第7号事由による申立てをすることができます。 なお、指定された中学校に参加したい部活動はあるが、活動内容に不満がある場合(部員が少ない、大会で勝てない等)や、隣接しない中学校の部活動に参加したい場合は申立てできません。 また、第7号事由による指定校変更の受入れ人数は、小学校は各校10人まで、中学校は各校15人までと上限がありますので、申立てをしても必ずしも認められるわけではありません。 さらに、教室不足や学校の状況等により「申立てできない学校」となる場合や受入れ人数を縮減する場合があります。 申立てのできる学校の範囲や申立て期間等の詳細については、入学前年の秋頃に配布する「指定校変更のご案内」の内容を確認してください。 入学後、生徒数、教職員の異動、配置等により部活動の存続ができなくなる場合があります。この場合、部活動の休廃部を理由に転校することはできません。</p>
<p>Q11 小学校入学後、保護者が就労を希望しているため、あらかじめ放課後の預かり先である親族の住所地の指定校に指定校変更の申立てはできますか？</p>	<p>A11 具体的に勤務場所や勤務時間等が決まっていない場合は、保護者の就労を理由とする指定校変更の申立てはできません。申立てには就労証明書や預かり証明書等が必要です。</p>
<p>Q12 7号事由の学校の特色ある教育活動等の書き方について、参考になる例や内容がありますか？</p>	<p>A12 毎年、部活動の有無や学校の活動状況は変わりますので、希望する学校の特色ある教育活動で何を学びたいのかについて、本人の率直な思いをできるだけ詳しく具体的に記載してください。</p>

よくある質問と回答(指定校変更について)

質 問	回 答
<p>Q13</p> <p>隣接校は、特別支援学級があるので、通常の学級では心配がある場合でも安心できるように思います。このような理由で、7号事由の申立てはできますか。</p>	<p>A13</p> <p>通常学級で学ぶにあたり、何らかの心配がある場合は、必ず事前に特別支援教育課へご相談ください。特別支援学級があるからという理由による申立ては、指定校変更第7号の認定事由には該当せず、受け付けることはできません。</p>

(令和5年9月1日更新)